

千葉県子ども基本条例検討委員会 子どもに関する施策の推進検討部会 意見

1 市の方針

(1) 全ての子ども・若者が健やかに成長でき、社会参画を図れる環境の整備

- ・子どもが自分に関わりのあることについて、意見を述べたり、仲間をつくったり、様々な活動に参加したりする権利が尊重されなければならないことを規定すること。
- ・若者期を社会に向けて飛び立つための時期ととらえ、希望を持って、多様な未来を選択できるような施策の推進を検討すること。
- ・若者が社会に対して積極的に意見表明できるよう支援することについて市の方針とすること。
- ・多様な生き方が選択できることや、全ての若者が尊重されることについて明記すること。また、多様な価値観を認め、互いに尊重し合える関係の重要性について明記すること。
- ・若者主体の団体に対する活動支援の必要性の明記について検討すること。

【部会での主な意見】

- ・目黒区子ども条例の子どもの参加（第12条）に「子どもは、自分にかかわりのあることについて、意見を述べたり、仲間をつくったり、様々な活動に参加したりする権利が尊重されなければなりません。」との規定があるが、当事者である子どもの意見を反映させるのが大切だということを示すためにも、条例で同様の内容を規定する必要があるのではないか。
- ・市の方針として、妊娠・出産期から切れ目のない支援の前に、多様な価値観や、尊重し合える関係性のあり方の推進について規定したほうがよい。

(2) 困難な状況に置かれた子ども・若者の救済と継続的な見守り・支援、さらに自立を目指す環境整備

- ・若者が置かれた困難な状況は、過去から現在に至るまで様々な問題があり、その原因や背景を踏まえ、若者の自立に向けて適切に対処すること。
- ・特に深刻化している困難な若者の事例として、市販薬の過剰摂取、SNSをきっかけとした性犯罪被害、ヤングケアラー・若者ケアラーの表面化、ひきこもりの長期化といった問題があり、学校や家庭に加え、地域や行政が協力して推進する対策が求められていること。
- ・子どもをめぐる状況も、貧困、いじめ、不登校、虐待、ゲーム依存等が増加・激化して、深刻度が増している状況を明確に解決すべき問題としてとらえ、そのための施策推進を検討すること。

【部会での主な意見】

- ・「困難な状況に置かれた若者」はネガティブな表現で違和感を覚える。若者期特有の状況を踏まえた支援等、社会に向けて飛び立つための時期ととらえ、前向きな表現に見直すべき。
- ・若者が困難な状況にあることとは別に、社会に対する意見表明など若者が積極的に行動することについても市の方針として入れたほうがよい。
- ・学校を卒業して実社会に出る際の支援という側面も踏まえて表現するべき。
- ・特定の年齢で必ず自立しなければいけないわけではないので、多様な生き方が選択できることや、全ての若者が尊重されるということが表現できるとよい。
- ・「困難な状況に置かれた若者」の表現を前向きなものにすることで、施策の対象であるという意味合いが弱まるのではないか。
- ・多様な生き方があることを前提として、若者への支援を検討するべきである。
- ・若者主体の団体の活動について、船橋市では施設利用料が半額になる制度がある。千葉市も若者団体を少しでも支援できるよう、予算がつけられるとよい。

(3) 子育てに夢や希望を感じられるよう、妊娠・出産期から切れ目のない支援

- ・価値観を押し付けるようなこととならないよう、子育てに夢や希望を感じられるという表現は改めること。
- ・こどもに対する支援と家庭に対する支援を書き分けて表現すること。

【部会での主な意見】

- ・妊娠・出産期から切れ目のない支援は大事だが、絶対に子育てに夢や希望を感じなくてはならないわけではないので、表現を改めたほうが良い。
- ・夢や希望についてはわざわざここに文章として明記する必要はないので、「妊娠・出産期から切れ目のない支援」という表現で足りるのではないか。
- ・「妊娠・出産期から切れ目のない支援」だけでは、市の方針として、対外的にアピールすることが難しいのではないか。
- ・大事なことは、その発育・成長に応じてすべてのこどもを網羅するような書き方ではないか。すべてのこどもというのが条例の基本的な理念と思われる。
- ・学術的な分野等においては、こどもの側に視点を置いて、「胎児期から出産を含めたこども」、「プレコンセプション」、「セクシャル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（SRHR）」の表現が使われることがあるが、一般的な表現ではなかったり、意味が若干不適當だったりするので、条例で用いることはできない。
- ・こどもに対する支援と家庭に対する支援を丁寧に分けて規定するべき、また、単なる相談ではなく直接的な支援が必要である。

(4) 地域における子どもや子育て家庭の支援者の育成・支援

- ・地域の支援者が課題を抱えた子育て家庭への支援を行えるよう、市は積極的な情報発信など必要な取組みを進めるとともに、支援団体等と連携のうえ地域において予防的な仕組みを構築することの必要性について明記すること。
- ・子どもや若者を対象とした地域における居場所づくりの必要性について明記すること。

【部会での主な意見】

- ・保育園に通いながら発達支援の施設に通っている子どもも居るので、そういった子どもを養育している保護者の支援につながるコーディネーターが地域にいとよいのではないか。
- ・教育委員会では民生委員や保健師が参加し、課題のある家庭を対象とした相談等、地域で相互支援を行う家庭教育支援チームに対する支援を行っているが、課題を抱えた家庭の問題が深刻化する前に予防的に対応する仕組みを地域ごとに作る事ができるとよい。
- ・住民票を移さず独り暮らしをしている大学生等は地域とのつながりが希薄なので、校内居場所カフェ等の取組みを参考に、大学生を対象とした居場所づくりについて条例で言及し、取組みを行うことも大切である。
- ・子どもルーム等民間団体でも様々な取組みを行うことができるので、市は子育て支援に関する情報発信を強化するべきである。

2 推進計画（既存計画の整理・統合等を含む、推進計画の策定）

- ・推進計画の実効性を高めるため、子ども施策全般について、予算や庁内横断的な調整に関する権限を持つコミッショナー的な役職の設置について規定すること。

【部会での主な意見】

- ・ドイツのように、子ども施策全般について、予算に関する権限及び庁内横断的に、子ども施策について交通整理をする権限を持つコミッショナーが設置できるとよい。
- ・コミッショナーについては、庁内横断的な組織の直轄でもよいし、副市長等に紐づいた職位でもよい。

3 推進状況の確認・検証（子どもの権利の保障を含む、子どもに関する施策の推進状況の確認・検証）

- ・子どもに関する施策の推進状況の確認・検証を行う、新たな審議会を設置することについて規定すること。
- ・確認・検証にあたり、当事者である子どもが参加する仕組みを構築するとともに、有識者等によるサポートの必要性についても明記すること。

【部会での主な意見】

- ・新たに条例を制定することを考えると、既存の組織よりも専門的な審議会等を設置して、こどもに関する施策等を確認・検証する方が対外的な理解を得やすいのではないかと。
- ・千葉県こどもプラン等の上位に条例が来るのであれば、新たな機関を立ち上げることを条例に明示することが重要である。
- ・こどもプランを事業所管が自己評価しているということについて、専門家が入っておらずしっかり調査をしているとは言い切れないのではないかと。
- ・確認・検証するにあたり、当事者であるこどもも委員として参加したほうがよいと思うが、参加するこどもによってはうまく話せないかもしれないので、子ども議会のように、こどもだけでまちのことや権利保障について話し合う場を設けてもよいのではないかと。
- ・こどもの社会参画の推進に関して、こども施策の決定にこどもが参加することや、こどもだけの会議体の設置については、国としても推進する方針があるようなので、条例にも取り入れる必要があるのではないかと。
- ・こどもの声を吸い上げるシステムは確立されていない分野ではあるものの、条例の中で最も大切な部分と思われるため、新たな取組みとして条例の目玉としないことと市民にアピールできないのではないかと。
- ・千葉県は若者たちの力が充実しているので、若者がこどもたちの声をサポートしたり、自分たちも発言するような、他市町村にないユニークな会議体を作れるとよい。
- ・こどもが自ら施策の推進状況の調査や報告書等の作成を行うにあたり、こどもの意見を代弁する形で、有識者や経験のある大人が関わり、サポートする仕組みができるとよい。